

議案第 3 号

瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

政務活動費の交付額等を改定するため、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例

瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 2 4 年条例第 8
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の規定」を「までの規定」に改める。

第 3 条中「議員」を「議員の職にある者」に改める。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

(交付額)

第 4 条 政務活動費の額は、月の初日に在職する議員について月額
1 0, 0 0 0 円とする。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは
除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた

日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(交付申請)

第5条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度4月15日までに、議長を経由して町長に申請しなければならない。

2 年度の途中から政務活動費の交付を受けようとする議員は、交付を受けようとする月の15日までに、議長を経由して町長に申請しなければならない。

第7条第1項を次のように改める。

議員は、前条の規定による通知を受けた後、議長を経由して町長に当該年度に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

第7条に次の2項を加える。

3 年度の途中において、補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を当該当選議員に対し交付する。

4 議員は、年度の途中に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

第8条第4項中「辞職」を「任期満了、辞職」に改める。

第10条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項<u>までの規定に基づき</u>、瑞穂町議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(交付対象)</p> <p>第3条 政務活動費は、<u>議員の職にある者</u>に対し交付する。</p> <p>(交付額)</p> <p>第4条 政務活動費の額は、月の初日に在職する議員について月額10,000円とする。</p> <p>2 月の途中において議員の任期満了、<u>辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、<u>毎年度4月15日までに、議長を經由して町長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 年度の途中から政務活動費の交付を受けようとする議員は、<u>交付を受けようとする</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項<u>の規定に基づき</u>、瑞穂町議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(交付対象)</p> <p>第3条 政務活動費は、<u>議員</u>に対し交付する。</p> <p>(交付額)</p> <p>第4条 政務活動費は、<u>毎年度4月1日に在職する議員に対し、年額100,000円を一括して交付するものとする。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく一般選挙がある年度については、町長が別に定める日とする。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、<u>毎年度4月末日までに、議長を經由して町長に申請しなければならない。ただし、公職選挙法に基づく一般選挙がある年度については、この限りでない。</u></p>

月の15日までに、議長を經由して町長に申請しなければならない。

第6条 略

(交付請求及び交付)

第7条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、議長を經由して町長に当該年度に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 略

3 年度の途中において、補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務活動費を当該当選議員に対し交付する。

4 議員は、年度の途中で辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書及び証拠書類の提出)

第8条 略

2及び3 略

4 政務活動費の交付を受けた議員が任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡し、又は議会の解散により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に、収支報告書を提出しなければならない。

第9条 略

(政務活動費の返還)

第10条 略

第6条 略

(交付請求及び交付)

第7条 議員は、前条の規定による通知を受けたときは、議長を經由して町長に政務活動費を請求するものとする。

2 略

(収支報告書及び証拠書類の提出)

第8条 略

2及び3 略

4 政務活動費の交付を受けた議員が辞職、失職、除名若しくは死亡し、又は議会の解散により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に、収支報告書を提出しなければならない。

第9条 略

(政務活動費の返還)

第10条 略

第11条及び第12条 略

別表 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において辞職、失職、除名若しくは死亡し、又は議会が解散した場合で、これらの事由が生じた月における当該議員の政務活動費に残余があるときは、当該残余に相当する額を返還しなければならない。

第11条及び第12条 略

別表 略